伊 監 第 134 号 令和2年11月17日 (2020年)

様

伊丹市監査委員 寺田 茂晴

伊丹市監查委員 高塚 伴子

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第 14 項の 規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監查

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

総合政策部
秘書課

空港・広報戦略室 空港政策課

総務部 総務室 情報管理課

市民自治部 まちづくり室 市民課

健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課 都市活力部 産業振興室 農業政策課

3 措置を講じた部局

総合政策部
秘書課

空港・広報戦略室 空港政策課

健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課 都市活力部 産業振興室 農業政策課

4 監査の期間

令和2年(2020年)8月18日~令和2年(2020年)10月19日

5 監査結果提出日

令和2年(2020年)11月5日

6 措置の内容

別紙令和 2 年 (2020 年) 11 月 11 日付け伊政秘第 247 号、令和 2 年 (2020 年) 11 月 9 日付け伊健康国第 3112 号、令和 2 年 (2020 年) 11 月 10 日付け伊活産農第 403 号の回答文書のとおりです。



伊政秘第 247 号 令和 2 年 11 月 11 日 (2020 年)

伊丹市監查委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監查委員 高塚 伴子 様

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

総合政策部

秘書課

空港・広報戦略室 空港政策課

2 措置を講じた部局

総合政策部

秘書課

空港・広報戦略室 空港政策課

3 監査の種別

定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和 2年(2020年) 8月18日~令和 2年(2020年) 10月19日

5 措置の内容

別紙のとおり



講じた措置

1 財産管理について

(1) 伊丹市叙勲者友の会の会計について

伊丹市叙勲者友の会の事務局を秘書課が担 い、同課職員により会計事務を行っています。 令和2年4月から7月までの出納状況を確認し たところ、調査日において、帳簿残高と現在高 は一致していましたが、次のとおり改善すべき 点がありましたので、適正な会計事務となるよ うに改めてください。

① 立替払について

9 件の支出のうち、職員の私費による立替 払が4件ありました。立替払による支出は、 事故やミスが生じるリスクが高く、公金につし支出が終わった段階で、残金を戻入す いては行うことができないものです。今後 るなど、職員の立替払を行わなくて済 は、職員による立替払を行わなくて済むようしむよう、支出手続を見直しました。 に支出手続を見直し、事務を改善してくださ V /

② 預金通帳と銀行印の保管について

当該団体の預金通帳と銀行印を同じ場所 で保管していましたので、盗難等の

リスク回避のため、各々を別の場所で保管 してください。

支出が見込まれる時期に、手持ち資 金として、予め支出処理を行い、一定

任意団体の貴重品保管庫(会計室 内)の使用手続を行い、預金通帳と銀 行印を別々の場所に保管するよう改 善しました。

監査結果に対する措置について

総合政策部 空港·広報戦略室 空港政策課

指 摘 事 項

講じた措置

1 財産管理について

(1) 全国民間空港関係市町村協議会及び大阪国 際空港周辺都市対策協議会の会計について

全国民間空港関係市町村協議会(以下「全民 協」という。)及び大阪国際空港周辺都市対策│前渡を行うこととし、支出手続を見直 協議会(以下「10市協」という。)の事務局を 空港政策課が担い、同課職員により会計事務を 行っています。令和2年4月から7月までの出 納状況を確認したところ、調査日において、帳 簿残高と現在高は一致していました。しかし、 全民協の支出9件のうち4件に、また、10市協 の支出4件のうち1件に職員の私費による立替 払がありました。立替払による支出は、事故や ミスが生じるリスクが高く、公金については行 うことができないものです。

今後は、職員による立替払を行わなくて済む ように支出手続を見直し、事務を改善してくだ さい。

郵送料を支払う職員に対して資金 しました。

伊健康国第3112号 令和2年11月9日 (2020年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監查委員 高塚 伴子 様

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 監査の対象部局
 - 健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課
- 2 措置を講じた部局
 - 健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課
- 3 監査の種別
 - 定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)
- 4 監査の期間
 - 令和 2年(2020年) 8月18日~令和 2年(2020年) 10月19日
- 5 措置の内容

別紙のとおり



講じた措置

1 収入事務について

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免については、「伊丹市国民健康保険税条例第25条」及び「伊丹市国民健康保険税の減免に関する規則第2条」並びに「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る伊丹市国民健康保険税の減免に関する要綱」に基づき実施しています。

当該減免については、主たる生計維持者の前年度の所得と世帯全体の前年度の所得に基づき減免額が算定されますが、減免額の算定時に前年度の所得金額を誤って記載したことにより、減免額が誤っているものが1件ありました。再度確認の上、正しい減免額となるように処理を行い、今後は適切な事務を行ってください。

(2) 未成年者のみで構成される世帯、刑事施設等 に収容されている被保険者に係る国民健康保 険税の減免について

国民健康保険税の減免については、「伊丹市 国民健康保険税条例第 25 条」及び「伊丹市国 民健康保険税の減免に関する規則(以下「減免 規則」という。)第 2 条」並びに「国民健康保 険税減免取扱要綱」に基づき実施しています。

未成年者のみで構成される世帯、刑事施設等

対象者には、正しい減免額に修正処理をして、国民健康保険税更正通知書を送付しました。

また、コロナ減免の審査事務を2人 体制に改めるとともに、チェックシー トを作成することで、適切な事務を行 っていきます。

当該減免の申請書については、決裁 区分欄を変更し、正しい決裁権者まで 決裁を受け、適切な事務を行います。

また、当該減免について要綱に規定 することについては、他市の状況など を調査研究し、検討していきます。

講じた措置

に収容されている被保険者に係る国民健康保険税についての減免は要綱に規定がなく、減免規則第2条第9号「市長において特に必要があると認められる者」を根拠に課長の専決事項として減免の決裁が行われていました。

伊丹市事務分掌規則によると「収入の減免申請の処理の承認または決定」について「条例、規則等で減免基準が定められているもののうち個別の判断を要するもの」は部長の専決事項となっています。よって減免規則第2条第9号を根拠に減免をする場合は、部長決裁が必要となります。

正しい決裁権者まで決裁を受けるように事務を改めてください。また、必要に応じて当該減免について要綱に規定することを検討してください。

(3) 国民健康保険税減免の決裁について

国民健康保険税の減免の決裁について確認したところ、「国民健康保険税減免取扱要綱」に基づく減免について、全ての決裁に減免の根拠規定と減免額が明記されていませんでした。また、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る伊丹市国民健康保険税の減免に関する要綱」に基づく減免についても、全ての決裁に減免の根拠規定が明記されていませんでした。

減免根拠と減免額を明らかにし、適切な事務 を行ってください。 「国民健康保険税減免取扱要綱」に 基づく減免については、減免根拠規 定・減免額を明記できるよう申請書を 変更し、適切な事務を行います。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る伊丹市国民健康保険税の減免に関する要綱」に基づく減免についても減免の根拠規定を明記し、適切な事務を行います。

講じた措置

2 支出事務について

(1) 会計年度任用職員の超過勤務手当の支給誤 りについて

国保年金課の会計年度任用職員の令和2年4 については、時間外・休暇休業・特殊 月から7月までの超過勤務命令伺書10件及び 週休日等の振替簿を確認したところ、週休日等 の勤務の振替に係る超過勤務命令伺書の作成 漏れが1件、記入誤りが2件あり、計3件につ 制を確立し、適切な事務処理に努めま いて精算が必要でした。

再度確認の上、精算処理を行うとともに、集 計事務のチェック体制の見直しを行い、今後は 適切な事務処理を行ってください。

(2) 国民健康保険税督促状封入・封緘作業委託に ついて

国民健康保険税督促状封入・封緘作業につい て、毎年度見積合わせを行い、単価契約により 業務委託をしています。令和2年度の当該業務 にかかる支出負担行為決議書を確認したとこ ろ、4月に実施された業務については前年度の 契約単価により支出を行っていました。

国保年金課に確認したところ、平成31年度 の契約において、令和2年4月分の業務につい ては平成 31 年度の契約単価を使用して単独随 意契約を行う旨の条件を付していたことによ るものでした。

しかし、当該業務は毎年度見積合わせにより 業者決定を行うため、必ずしも契約相手方が同 一業者とは限らず、単年度ごとの契約として上 記条件を付す契約は適切とは言えません。さら

会計年度任用職員の超過勤務手当 勤務登録変更依頼書を給与制度課へ 提出し、精算をしました。

今後は 2 名体制によるチェック体 す。

国民健康保険税督促状封入•封緘作 業については、令和3年度より、4月 実施分のみの単独随意契約を締結し ます。支出負担行為決議書には、単独 随意契約による支出であることを記 載し、適切な事務処理を行います。

監査結果に対する措置について

健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課

指 摘 事 項

講じた措置

に、予算単年度主義に照らしても、前年度の契 約を根拠に予算執行することはできません。

今後は、契約内容を見直し、適切な事務処理 を行って下さい。

3 財産管理について

(1) 備品の管理について

国保年金課で所管する備品のうち、現物がなした。今後も引き続き、適切な備品管 いものが重要物品で1件、その他の備品で4件 | 理に努めます。 ありました。これは取得年数の古いパーソナル コンピューターを既に廃棄していたものの、備 品台帳上の廃棄手続が行われていなかったこ とによるものです。

伊丹市会計規則第106条第2項には「物品管 理者及び物品担当者は、物品の保管について、 善良な管理者の注意を怠ってはならない」と規 定されており、備品台帳を適切に管理する必要 があります。特に重要物品については、地方自 治法第 233 条第 1 項及び地方自治法施行令第 166条第2項により決算の添付書類である財産 に関する調書に記載されるものです。

既に廃棄しているものについては廃棄手続 を行い、備品台帳を正しいものに改めるととも に、今後は適切な管理を行ってください。

備品台帳上の廃棄手続を完了しま

伊活産農第 403 号令和2年11月10日 (2020年)

伊丹市監査委員 寺田 茂晴 様

伊丹市監查委員 高塚 伴子 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 監査の対象部局
 都市活力部 産業振興室 農業政策課
- 2 措置を講じた部局都市活力部 産業振興室 農業政策課
- 3 監査の種別 定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)
- 4 監査の期間 令和 2 年(2020 年) 8 月 18 日~令和 2 年(2020 年) 10 月 19 日
- 5 措置の内容 別紙のとおり



監査結果に対する措置について

都市活力部 産業振興室 農業政策課

指 摘 事 項

講じた措置

1 財産管理について

(1) 任意団体の会計について

農業政策課は、伊丹市農会長会、伊丹市園芸 協会、伊丹市農業再生協議会、伊丹市農業祭実|に資金を準備し立替払を行わずに済 行委員会の4団体の事務局を担い、同課職員に より会計事務を行っています。令和2年4月か|す。 ら7月までの各団体の出納状況を確認したとこ ろ、調査日において、現在高と帳簿残高は一致 していました。しかし、伊丹市農業再生協議会 を除く3団体の支出事務において、合計11件 の支出のうち、職員の私費による立替払が7件 ありました。立替払による支出は、事故やミス が生じるリスクが高く、公金については行うこ とができないものです。

今後は、職員による立替払を行わなくて済む ように支出手続を見直し、事務を改善してくだ さい。

今後は、団体の支出事務の際、事前 むよう支出手続きを改めてまいりま